Mondo Parallelo 歌劇団規則

第1条(名称)

当歌劇団は Mondo Parallelo 歌劇団(以下甲という)と称し、歌劇団本部を株式会社モンドパラレッロ (以下乙という)の本店所在地(東京都千代田区丸の内 1-8-3 内)におくものとする。

第2条(目的)

甲は「愛と平和」「民族的・性的マイノリティ差別撤廃」「ジェンダー平等」をテーマとしたユニークで面白い歌劇とコンサートの活動を通じて、日本の伝統文化・観光資源を活かした眠たくならないショー性の高いエンターテインメントコンテンツを創作して地方創生に貢献することにある。

第3条 (活動)

甲は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 新作オペラの公演
- (2) 音楽コンサートの公演
- (3) 各種イベントへの出演
- (4) 乙所有のコンテンツの宣伝・販売
- (5) 甲所属団員のプロモーション
- (6) 音楽・演劇等の啓蒙・教育研修活動
- (7)上記に付帯する活動

第4条(運営委託)

甲は組織活動のすべての運営管理を乙に委託するものする。

第5条(役員)

- 1. 甲は、以下の役員をおき、役員会を構成する。
- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 歌劇団団長 1名
- (4) 歌劇団副団長 2名
- (5) 合唱団団長 1名
- (6) 事務局長 1名
- 2. 理事長、理事、事務局長は乙の役職と兼務することができる。
- 3. 事務局長の招集により適宜役員会を開催し、役員は運営管理・団員などに関する審議と決議を行う。

第6条(入団資格)

甲への入団資格は、甲所定のオーディション及び面接審査に合格したものとする。

第7条(入団)

- 1. 第 5 条の入団資格を得たものは、当規則に同意の上、甲所定の登録手続きをもって正式に団員として入団する。
- 2. 甲は、一切の縁故入団を認めない。

第8条(個人情報)

- 1. 団員は、登録に必要な個人情報を甲及び乙に提供する。
- 2. 団員の個人情報は、甲及び乙の活動に必要な範囲に限り使用し、法令の定めるところに従い、適正な 取り扱いを行う。
- 3. 甲または乙が公演・稽古等の活動模様の録音・録画等を行った場合、団員は肖像、録音・録画の無償使用を承諾するものとする。
- 4. 甲及び乙は、取得した団員の活動記録情報を活動の記録および広報・プロモーションの目的以外に使用しない。
- 5. 団員は上記の個人情報(肖像を含む)の利用に関し同意したものとみなす。

第9条(非拘束)

- 1. 他の類似した団体・劇団との掛け持ち登録は自由とする。
- 2. 他の類似した公演・コンサートへの出演は自由とする。

第10条 (会費など)

甲及び乙は、団員から登録料・入会金などは一切徴収しない。ただし、年会費は別途規定に定めるものとする。

第11条(会計)

甲の活動で発生した経費及び徴収すべき会費などは事務局長が取りまとめて乙が会計処理をするものとする。

第12条(研修)

- 1. 甲は、所定の日程で声楽・語学・能楽・メディアトレーニングなどの研修を実施する。
- 2. 研修受講料は甲が定める期間と条件の範囲内で無料とする。
- 3. 原則として団員は研修及び稽古などへの参加を自由に選択できるものとする。
- 4. 甲から指名された団員は該当する研修を受講しなければならない。
- 5. 前 4 項の場合、研修受講料は無料とするが、連続無断欠席や研修態度が悪く成績が向上しないと役員が判断した場合、当該団員は事務局が定める所定の研修費を負担しなければならない。
- 6. 甲は、必要に応じて研修及び稽古などを有償で行う場合、団員を強制参加させることはできない。

第13条(配役)

- 1. 配役を決定するため、オーディションまたは公募オーディションを開催する。
- 2. 公演日及び公演前の重要なリハーサルに参加できない場合、出演を取り消す。
- 3. 配役決定は、総監督・演出家・音楽監督・歌劇団団長・コレペティトルで構成されるキャスティングボード会議で協議の上で決定する。
- 4. 団員は配役決定に従うものとし、不服な場合、甲または乙から出演を取り消されることを承諾したものとみなす。
- 5. 団員は配役決定後でも配役変更される場合があることを承諾する。

第14条(契約)

出演契約及びタレント専属契約は団員と乙との間で締結するものとする。

第15条(報酬)

事務局は、団員との個別の出演契約書に基づき出演報酬を出演日翌月から2ケ月以内に源泉徴収して団員指定の銀行口座へ銀行振り込みにて支払うものとする。

第16条(行動規律)

- 1. 甲はその活動に多大に貢献した者に対する感謝イベント(コンサート・親睦会など)を開催することができ、団員は無償で参加しなければならない。
- 2. 団員は技術向上を目指し稽古に専念しなければならない。
- 3. 公演時における非番の甲員は、遠隔地在住者を除き、必要に応じて舞台裏方・受付・物販・誘導などに協力する。
- 4. 団員は、長髪のカット等へアスタイル変更や極端な整形を行う場合、広報・演出上の理由で、事前に 事務局に届け出をしなければならない。
- 5. 団員は上記4の理由で配役変更があっても不服を申し立てることはできない。
- 6. 団員は甲または乙が参加する社会貢献・チャリティイベントにも積極的に協力する。

第17条(休団・退団)

- 1. 団員は、甲の活動に支障をきたさない限り、別に定める休団・退団届を甲に2ヶ月前までに提出して、休団・退団することができる。
- 2. 甲は、休団・退団時期に応じて損害が発生した場合、当該団員に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 3. 緊急事態ややむを得ない事由などで休団・退団時期が甲活動に支障をきたす場合、双方協議の上、対処するものとする。
- 4. 役員会は、当該団員が健康上の理由及び時間的・家庭的・経済的理由等によって甲の活動に従事できないと判断した場合、双方協議の上、休団・退団を命じることができる。

第18条 (除名)

団員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の過半数の決議により、これを除名することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 甲の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 刑事罰に処されたとき
- (4) 所定のリハーサル・稽古等の無断欠席が2回以上連続したとき
- (5) 甲または乙の活動やイメージに損失または損害を与えた時

第19条(秘密保持)

- 1. 団員は、業務遂行上、甲の活動において覚知した甲及び乙の営業秘密内容等について、第三者に漏洩してはならない。
- 2. 団員は、業務遂行に際して第三者に属する営業秘密その他の機密情報を使用しないものとする。

第20条(改訂)

本規則は甲の役員会及び乙の取締役会において過半数の決議で改訂することができる。

規則制定2018年5月1日誤植訂正2018年6月19日改訂2018年11月20日改訂2018年12月20日改訂2021年1月20日改訂2021年11月1日

以上